

調査研究会の公開について

1 会議は、原則公開とする。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合、構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合等、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。

2 配布資料及び議事要旨の公開については、一般のアクセスが可能な沖縄総合通信事務所ホームページに掲載し、公開することとする。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあるもの、非公開の会議で使用したもの等、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。

以上